

## 「いわたスポーツプラットフォーム」設置要領

### (設置)

第1条 スポーツの持つ力を生かし地域課題、社会課題の解決に取り組むことにより、スポーツを核にしたまちづくりを実施するため、自治体、スポーツチーム、企業、金融機関、大学、スポーツ関係団体などが情報を共有し、連携する場として、「いわたスポーツプラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

### (活動内容)

第2条 プラットフォームは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 次条に規定する会員向けの意見交換会、交流会、セミナー等の開催
- (2) スポーツを通じた課題の解決に向けた取組の情報共有及び情報発信
- (3) その他プラットフォームの目的を達するために必要な活動

2 プラットフォームは、必要に応じてテーマごとに部会を設置することができる。

なお、部会の設置は、本要領に準じて行うものとし、その他必要な事項は、事務局が決定する。

### (会員)

第3条 会員は、本市におけるスポーツを通じた社会的な課題解決に取り組む又は関心のある自治体、プロスポーツチーム、企業、金融機関、大学、スポーツ関係団体等とする。

2 会員は、本要領に定めるもののほか、会費、その他の負担及び義務を負わない。

3 会員は、プラットフォームを通じて得た他の会員に係る情報等を当該会員の同意なく漏洩してはならない。退会後も同様とする。

### (入会の申込み及び登録)

第4条 会員の入会申込み及び登録の方法は、次のとおりとする。

- (1) 会員登録の申込みは、電子フォームに必要事項を入力し、事務局へ送信するものとする。
- (2) 事務局は、提出された入会申込書について内容を確認した上で、会員として登録し、後日申込者に通知する。

- (3) 事務局は、登録した団体名について、市のホームページ等で公開する。
- (4) 会員登録内容の主要事項に変更があった場合は、当該会員は、遅滞なく事務局へ連絡しなければならない。

(退会)

第5条 会員は、電子フォームに必要事項を入力し、事務局へ送信することにより、プラットフォームを退会することができる。

(登録抹消)

第6条 会員が次の事項のいずれかに該当するときは、事務局において登録を抹消することができる。

- (1) 本要領に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき。
- (2) 解散又は営業を停止したとき。
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
- (4) その他プラットフォームの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき。

(庶務)

第7条 プラットフォームに係る庶務は、磐田市自治市民部において処理する。

(その他)

第8条 本要領に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

本要領は、令和7年2月1日から施行する。